

# **南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム**

平成27年6月

兵 庫 県



## － 目 次 －

第1章. アクションプログラム策定の背景	1
1 東日本大震災の発生とその教訓	2
2 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震	2
3 南海トラフ巨大地震・津波の被害想定	5
第2章. 基本的事項	7
1 策定の趣旨	8
2 基本理念	9
3 減災社会像	10
4 減災アクションの展開	11
5 プログラムの位置づけ	13
6 推進主体	14
7 計画期間	14
8 プログラムのフォローアップ	14
第3章. 減災アクション	15
1 県土空間の耐震と耐津波を進める	17
2 県民と行政の災害対応力を高める	26
3 被災生活支援と復旧復興への体制を整える	38
第4章. 想定される効果	47



# ■ 第1章

## アクションプログラム策定の背景

## 1 東日本大震災の発生とその教訓

---

- 平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、想定外と言われる大津波により、数多くの尊い生命が奪われた。このことは、既往最大を超える地震、津波が発生することが現実にあり、従って、頻度は極めて低くとも、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震、津波について、想定外とすることなく、命を守る行動を徹底することが必要だということを教訓として示すものであった。
- 本県では、想定すべき最大クラスの南海トラフ地震・津波についての国による結果が出るまでの暫定措置として、想定津波高を従来（安政南海地震）の 2 倍と設定し、それに対する当面の対策を講じてきた。
- この間、国において、津波対策に関する基本的な考え方として、①百年に一度程度発生する津波（発生頻度は比較的高いが最大クラスではない）をレベル 1 とし、②千年に一度程度発生する最大クラスの津波（東日本大震災並）をレベル 2 として、対策を講じることが示された。レベル 1 の津波に関しては、海岸保全施設の整備等により被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施するが、レベル 2 の津波については、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置き、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を行うこととされた。

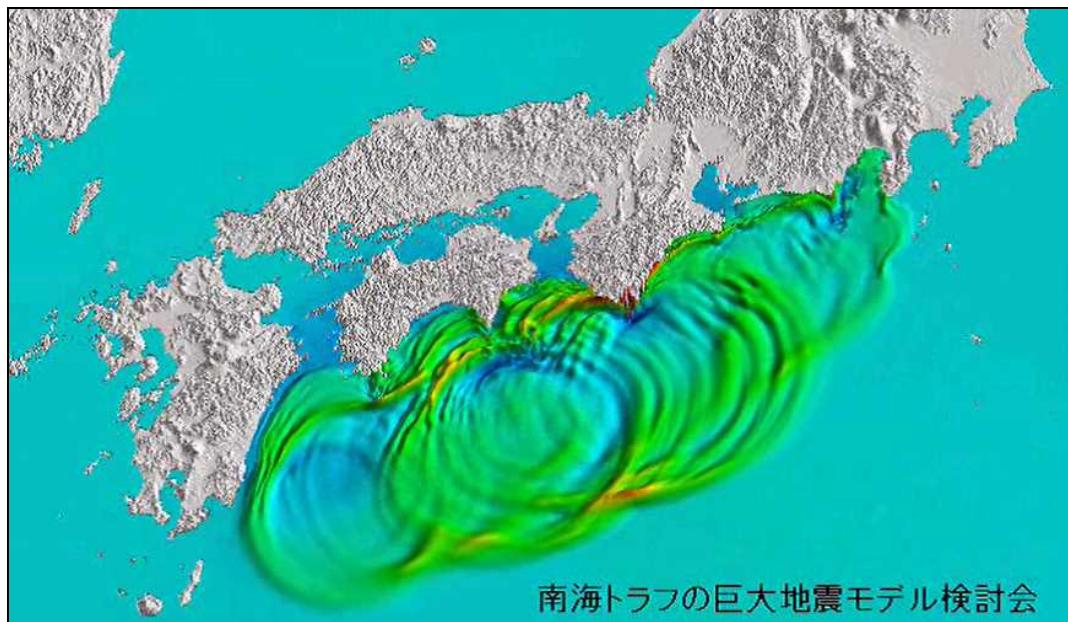
県では、この考え方に基づき、平成 25（2013）年 2 月には、「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」（暫定版）を策定し、津波対策の全体像を示すとともに、防潮堤のねばり強い構造への改良などの津波対策に着手した。さらに平成 26 年（2014 年）3 月に、県独自の津波浸水シミュレーションを反映して、津波防災インフラ整備 5 箇年計画（暫定版）を改定し、効果的かつ効率的な津波対策を推進してきた。

## 2 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震

---

- 国においては、平成 24（2012）年 3 月に南海トラフにおいて最大クラスの地震・津波が起こった場合の震度分布・津波高が、また 8 月には浸水想定図が示された。続いて、平成 24（2012）年 8 月と平成 25（2013）年 3 月には、被害想定が公表された。これによると、震度 6 弱以上または浸水深 30cm 以上となる面積は国土の約 32%、人口は全国の約 53% を占める超広域災害である。死者数は最大で 32 万人、建物全壊は 238 万棟と未曾有の被害が想定されている。しかし、適切な対策をとれば、被害を大幅に減らすことが可能であることも併せて示されている。
- さらに、国は、平成 25（2013）年 5 月に、南海トラフ沿いで発生する地震の長期評価を見直し、従前の東海・東南海・南海の 3 領域に分けた発生確率の予測をやめ、トラフ

全域を一つの地震発生領域として評価を行った。平成 26 (2014) 年 1 月 1 日を基準日として、今後 30 年以内に南海トラフでマグニチュード(M)8~9 クラスの地震が発生する確率は 70%程度とされている。あわせて、過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があり、次に発生する地震の震源域の広がりを予測することは困難であることから、起こりうる最大クラスの地震M9 クラスを想定した対策を考えておくことを求めている。



南海トラフで発生した津波が、伝播していく様子のイメージ

#### 【参考：南海トラフ沿いで起こった過去の大地震】

過去に南海トラフ沿いで発生した地震は、南海地震と東海地震が同時に起きる場合や時間をおいて起きる場合、また震源域が駿河湾内まで達する場合と達しない場合があるなど、地震の規模や震源域の広がりが多様である。

	発生年月	規模(M)	震源域
正平（康安）東海地震	1361/08		東海、南海
正平（康安）南海地震	1361/08	81/4~8. 5	
明応地震	1498/09	8. 2~8. 4	東海
慶長地震	1605/02	7. 9	東海、南海
宝永地震	1707/10	8. 6	東海、南海
安政東海地震	1854/12	8. 4	東海、南海
安政南海地震	1854/12	8. 4	
昭和東南海地震	1944/12	7. 9	東海、南海
昭和南海地震	1946/12	8. 0	

※ “発生年月”、“規模”、“震源域”は「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」(地震調査研究推進本部) をもとに防災企画課作成

## 【参考：これまでの南海トラフ地震・津波対策の動き】



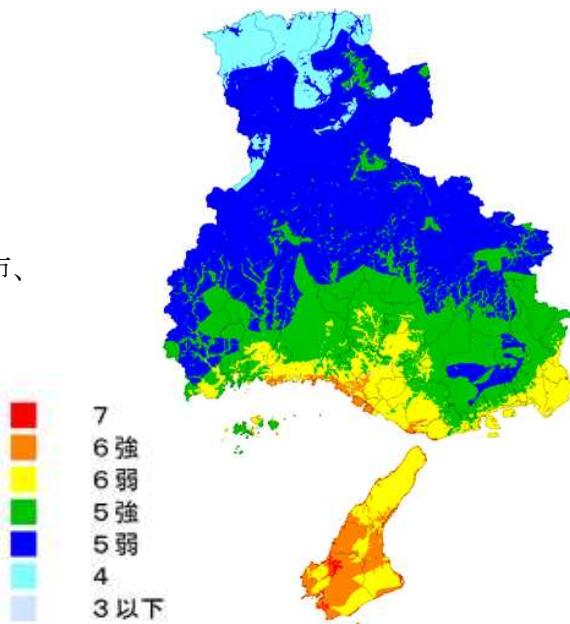
### 3 南海トラフ巨大地震・津波の被害想定

平成 26 年 6 月に県が公表した最大クラスの南海トラフ地震による地震・津波の規模及びそれに伴う被害想定結果は、以下の通りである。

#### (1) 地震の想定

主な市町の最大地表震度

- 震度 7 : 洲本市、南あわじ市
- 震度 6 強 : 神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町



図：地表震度分布図

#### (2) 津波の想定

県全体の浸水面積は合計 6,141 ha であり、各市町の最高津波水位<sup>1)</sup>、津波到達時間<sup>2)</sup>及び浸水面積<sup>3)</sup>は、以下のとおりである。

市町名	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)
神戸市	3.9	83	1,586
阪神地域	尼崎市	4.0	117
	西宮市	3.7	112
	芦屋市	3.7	111
播磨地域	明石市	2.0	24
	加古川市	2.2	17
	高砂市	2.3	86
	播磨町	2.2	3
	姫路市	2.5	276
	相生市	2.8	84
	たつの市	2.3	259
	赤穂市	2.8	489
淡路地域	洲本市	5.3	215
	南あわじ市	8.1	964
	淡路市	3.1	167

1) 最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。

2) 最短到達時間は、津波が初期水位より 1m 上昇する時間。

3) 浸水面積は、陸域部の浸水深 1cm 以上の面積。

### (3) 被害想定

- ・ 建物被害は淡路地域を中心に 34 市町で発生し、全壊棟数は最大時（冬の夕方 18 時）で約 38,500 棟である。
- ・ 死者は、阪神、淡路地域や神戸市を中心に 24 市町で発生し、最大時（夏の昼間 12 時）で約 29,100 人となる。
- ・ 断水（約 70 万人）や下水道支障（約 195 万人）、停電（約 113.5 万軒）、都市ガスの供給停止（約 6 万戸、うち復旧対象戸数約 7 千戸）、電話の不通（固定電話約 5.7 万回線）など、県域の広い範囲でライフラインの支障が生じる。
- ・ 避難所生活者数は発災当日ピークとなり、約 17 万人に上る（夏の昼間 12 時）。

項目	冬の早朝5時 発災	夏の昼間12時 発災	冬の夕方18時 発災		
<b>建物被害</b>					
全壊（棟） (うち揺れ)	約37,200 約32,000	約36,800 約32,000	約38,500 約32,000		
半壊（棟）	約177,500	約177,600	約177,100		
<b>人的被害</b>					
死者(人) (うち津波)	約23,100 約21,100	約29,100 約27,970	約27,450 約25,520		
負傷者(人)	約36,690	約33,880	約34,340		
<b>ライフライン被害</b>		※電力、ガス、及び通信は、住民が当面帰宅することが困難で供給の早期再開の対象とならない「早期復旧困難地域」を除く ※携帯電話の不通ランクは、A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい			
上水道(断水人口)	最大約70万人（1日目）				
下水道(支障人口)	最大約195万人（2日目～1週間後）				
電力(停電軒数)	最大約113.5万軒（1日目）				
都市ガス(復旧対象戸数)	最大約7,000戸（1日目） ※供給停止戸数：約6万戸				
固定電話(不通回線数)	最大約57,000回線（1日目）				
携帯電話(不通ランク)	2市でランク A、39市町でランク B（1日目）				
<b>生活への影響</b>					
避難所生活者（ピーク時、人） (うち災害時要援護者)	約153,900 約13,100	約168,700 約13,100	約165,600 約13,100		
帰宅困難者（人）	—	約591,000	約412,000		
孤立可能性のある集落	淡路地域で20箇所、約6,000戸				
長期湛水	尼崎市、西宮市において流入した水のうち約808万m <sup>3</sup> が長期にわたり湛水				

図：南海トラフ巨大地震津波の被害想定結果の大要

## ■ 第 2 章

### 基本的事項

## 1 策定の趣旨

---

### (1) 巨大災害に備え、目指すべき“減災社会像”を示す

- 最大クラスの南海トラフ巨大地震が起こった場合に想定される被害は膨大であるが、被害は対策によって減らすことができる（このことを「減災」と呼んでいる）。
- このプログラムでは、南海トラフ巨大地震・津波による被害想定結果を踏まえ、県民とともに目指すべき“減災社会像”を示し、共有する。

### (2) 被害軽減に向け、具体的に取り組む“減災アクション”を示す

- このプログラムでは、目指すべき減災社会像の実現に向け取組みを「減災アクション」として掲げ、体系化を図る。
- 被害軽減に向け、県や市町などの行政の役割は非常に大きい。しかしながら、行政だけの対策には限界があり、避難対策や住宅の耐震化、室内安全対策など、対策の多くは、県民、民間団体、事業者、行政機関等様々な主体の参画によって達成されるものであり、ともに取り組むことで、一層の効果をあげることができる。

## 2 基本理念

### しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会・兵庫の実現

#### ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する

- 南海トラフ地震で想定される最大クラスの地震・津波に対しては、被害を完全に防ぎきることは困難である。しかし、事前の備えによって被害を確実に減らすことができ、特に、津波による人的被害は「逃げること」により激減する。このため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底する。また、津波の到着を遅らせ浸水区域・浸水深を低減する対策や、建物耐震化の促進などのハード対策を着実に推進し、ソフト・ハードの両面から、人的、物的、経済的被害ができる限り最小化する「減災」の考え方を基本とする。

#### 命を守ることを最優先とする災害文化を発展させる

- 阪神・淡路大震災の教訓である、いのちの大切さを全ての県民が共有するとともに、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取り組みを推進する。過去の災害の経験や教訓をもとに、地域において様々な主体が防災・減災の知恵や方法を育む「災害文化」を定着させ、絶え間なく発展させる。

#### 巨大地震・津波災害を前提とした対応をシナリオ化し、災害対応力を高める

- 次に起こる南海トラフ地震が、仮に最大クラスとなった場合にはその被害は全国に及ぶ。県内外の被害状況を把握し、被害の態様に応じた的確な意思決定と迅速な対策の実施が可能となるよう、事前に必要な行動をシナリオ化し、共有する。また、変化する状況に対しても臨機応変に対応できるよう、日頃から実戦的な訓練を繰り返し行い、災害対応力を高める。

### **3 減災社会像**

基本理念を踏まえた減災社会像を以下のとおりとする。

- 県民の命を守りぬく
- 県民財産の損害を大幅に減らす
- 県民生活をいち早く回復する

#### **(1) 県民の命を守りぬく**

- 「命の大切さ」こそ、阪神・淡路大震災の最大の教訓である。平時からの不断の努力により、地震・津波から「命を守る」「命を救う」ことがまず求められている。このため、減災社会像の第一として、「県民の命を守りぬく」を掲げる。

#### **(2) 県民財産の損害を大幅に減らす**

- 物的損害を皆無にすることは不可能であるが、県民が被災からいち早く立ち直るためにには、その支障となる物的損害を最小限にとどめることが前提となる。このため、「県民財産の損害を大幅に減らす」を減災社会像の一つとして掲げる。

#### **(3) 県民生活をいち早く回復する**

- 地震・津波による直接的な被害から助かった県民の命と生活を守り、生活支障をできるだけ縮減して生活と経済の速やかな復旧・復興を図ることが必要である。このため、「県民生活をいち早く回復する」を減災社会像の一つとして掲げる。

## 4 減災アクションの展開

減災社会実現に向けては、地震・津波によって生じる社会機能の低下そのものを減らし、回復すべきダメージの軽減を図るとともに、復旧・復興に要する時間をできるだけ短縮することが必要である。そのためには、事前の対策を積み重ね、社会の災害への対応力を高めておくとともに、発災直後の迅速な応急対策の実施、適時・適切な被災者支援の実施により、被害の拡大防止と復旧・復興の動きの加速を図ることが必要である。

このため以下の3つの体系化のもとで必要となる減災アクションを展開する。

### (1) 県土空間の耐震と耐津波を進める

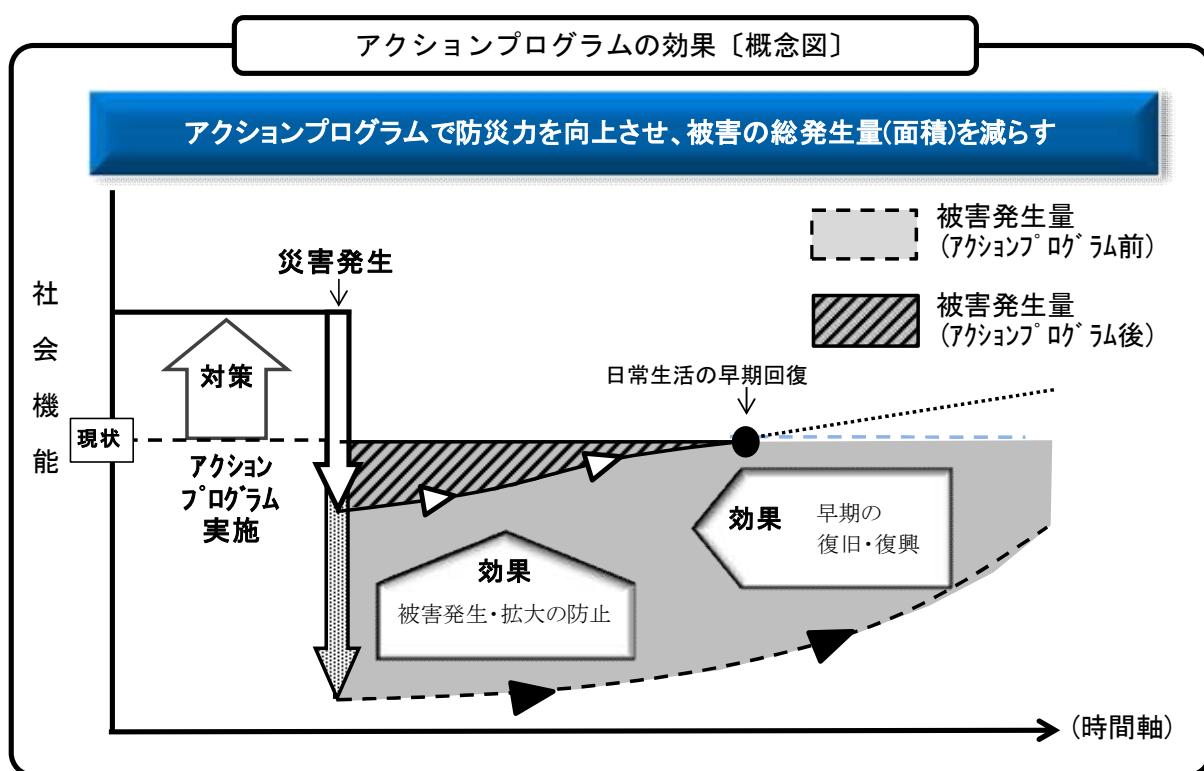
建物・施設等の耐震化、防潮堤等のハード整備で、地震動及び津波による被害を大幅に軽減する

### (2) 県民と行政の災害対応力を高める

津波からの避難徹底・消防救急体制の強化など、県民と行政の災害対応力を高めて、被害の発生・拡大を抑止する

### (3) 被災生活支援と復旧復興への体制を整える

被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る



## アクションプログラムの減災シナリオ

### 基本理念

しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会・兵庫の実現

### 減災社会像

- 県民の命を守りぬく
- 県民財産の損害を大幅に減らす
- 県民生活をいち早く回復する

### 減災アクション

#### ① 県土空間の耐震と耐津波を進める

建物・施設等の耐震化、防潮堤等の  
ハード整備で、地震動及び津波による  
被害を大幅に軽減する

- ◆ 建物等の耐震化
- ◆ 土砂災害・ため池災害の防止
- ◆ 津波防御対策

#### ② 県民と行政の災害対応力を高める

津波からの避難徹底・消防救急体制の  
強化など、県民と行政の災害対応力を  
高め、被害の発生・拡大を抑止する

- ◆ 避難対策の徹底
- ◆ 消防・救助救急体制の強化
- ◆ 地域・家庭の防災力向上
- ◆ 防災・減災教育及び研究の推進
- ◆ 防災体制の強化

#### ③ 被災生活支援と復旧復興への 体制を整える

被災生活上の支障を軽減させるとともに、  
すみやかな復旧・復興を図る

- ◆ 被災生活支援体制の構築
- ◆ 交通・物流機能継続体制の強化
- ◆ 生活・住まいの再建対策

## 5 プログラムの位置づけ

### 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえて作成する地域計画

- 国において策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえ、県としての減災社会像を定めるとともに、その実現に向けた対策の基本方針と具体的な施策を示す県計画として策定する。

### 県地域防災計画（地震災害対策計画）を推進するための行動計画

- 県地域防災計画は、県、市町その他の防災関係機関、さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務についての基本的な指針を示すものである。このうち地震災害対策計画では、県内で発生しうる地震被害全般を想定し、災害予防から、応急対策、復旧・復興までの基本を定めている。
- 本プログラムは、対象を南海トラフ地震に特定したうえで、地域防災計画の災害予防に示す事項について、年次別計画としてプログラム化を行う。

### 21世紀兵庫長期ビジョンが掲げる将来像の実現に向けた事業実施計画

- 「21世紀兵庫長期ビジョン」では、めざす将来像の一つとして「災害に強い安全安心な基盤を整える」を掲げており、南海トラフ地震等に対する備えの必要性と、社会基盤の整備や避難体制づくり、地域防災力の向上などを挙げている。
- 本プログラムは、南海トラフ地震・津波対策として、県が、県民をはじめ市町や事業者、民間団体など様々な主体と連携して実施する施策をより詳細かつ体系的に提示する事業実施計画である。

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画  
(国マスタートップラン・減災目標)

地域防災計画地震災害対策計画  
(地震災害全般に対応する計画)

21世紀兵庫長期ビジョン－全県ビジョン－  
将来像 “災害に強い安全安心な基盤を整える”

県としてのマスタートップラン・減災目標 南海トラフ地震・津波対策に特化・具体化 将来像実現に向けた県政重点課題への対策

南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム

## **6 推進主体**

---

兵庫県、市町、県民

## **7 計画期間**

---

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 箇年  
(ただし、早期に目標達成できる見込みのものは、その時期)

## **8 プログラムのフォローアップ**

---

アクションの進捗を把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて対策や指標などの追加や見直しを行う。

## ■ 第3章

### 減災アクション



## ① 県土空間の耐震と耐津波を進める …建物・施設等の耐震化、防潮堤等のハード整備で、地震動及び津波による被害を大幅に軽減する

### 1 建物等の耐震化

建物・施設等の耐震化を促進して、地震動に伴う倒壊による死傷者の発生を防ぐ。

#### アクション No. 1 住宅や多くの利用者がある建築物の耐震化

#### アクション No. 2 学校施設の耐震化

#### アクション No. 3 庁舎等の耐震化

#### アクション No. 4 社会基盤施設等の耐震化

### // アクション No. 1 住宅や多くの利用者がある建築物の耐震化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
住宅の耐震化率 [※安全元気]		→ 85.4% (H25)	97%								ひょうご住まいの耐震化促進事業により、耐震性の低い住宅の所有者が、補強設計や耐震改修工事等を実施する場合に、市町と連携しその一部を補助する。	県土整備部 (まち)
県営住宅の耐震化率		→ 85% (H25)	90%								県営住宅の長期活用する団地のうち耐震性に課題のある住棟について、耐震改修または建替による早期の耐震化を図る。	県土整備部 (まち)
多数利用建築物の耐震化率 [※安全元気]		→ 77.8% (H22)	92%								大規模多数利用建築物等（耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断の実施が義務付けられた建築物（病院、物販店、ホテルで3階 5,000m <sup>2</sup> 以上のものなど））の耐震化（耐震診断、耐震改修工事等）に係る費用を助成する。	県土整備部 (まち)

「※安全元気」とある成果指標は、「安全元気ふるさとひょうご実現プログラム」（平成27年4月改定）に記載があるものを示す。

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
医療施設の耐震化率	64%	65%									耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討	医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した基金を活用し、災害拠点病院、2次医療機関等の耐震化を促進する。	健康福祉部
県立病院の耐震化率	83.8% (H25)	91.9%			97.3%						残り1棟は統合再編による建替整備を検討中	老朽化等が進んでいる県立病院の建替え等を推進する。	病院局

## // アクション No.2 学校施設の耐震化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
県立学校の耐震化率 ※工事着手 [※安全元気]	(校数) 90%	95%	98%	100%	100%	完了					県立学校施設の耐震化を推進する。	教育委員会
(棟数) 95%	97%	99%	99%	100%								
市町立学校の耐震化率	95%	98%	100%	完了							国庫補助制度の活用等により、市町立学校の耐震化の取組を支援する。	教育委員会
私立学校の耐震化率 [※安全元気]	81%	84%	86%	88%	90%	91%	92%	93%	94%	95%	学校法人が行う耐震補強・耐震改築工事及びその付帯工事に対し補助を行う。	企画県民部

## //アクション No.3 庁舎等の耐震化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
庁舎等の耐震化率 [※安全元気]	93.7%	94.8%	97.4%	97.4%	97.9%						→ 耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討	庁舎等の耐震化を推進する。	企画県民部 (防災)
警察署の耐震化率 [※安全元気]	93.1%	93.1%	93.2%	93.2%	94.9%	94.9%	96.6%	98.3%	100%	完了	→	警察署の耐震化を推進する。	警察本部

## //アクション No.4 社会基盤施設等の耐震化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ①補助制度創設市町数											→ 耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討		
②耐震診断実施棟数	6市町 (累計)	7市町 (累計)									→ 耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するために、市町に対する補助制度創設と建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。	
大規模避難施設耐震化 ①補助制度創設市町数	—	—	→ 耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討										
②耐震診断実施棟数	—	3市町 (累計)									→ 耐震改修促進計画の改定を踏まえ検討	大規模避難施設の耐震化を促進するために、広域的な避難施設となり得る、耐震診断が義務づけられた大規模なホテル・旅館等の耐震化について、市町に対する補助制度創設と建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。	
耐震対策済の橋梁数 ※要対策：188橋 [※安全元気]	8橋	16橋	24橋	32橋	40橋	48橋	58橋	68橋	78橋	87橋 (累計)	→	交通量の多い橋梁や長大橋、跨線・跨道橋など落橋した場合の社会的影響を考慮して耐震化を実施する。	県土整備部

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
流域下水道施設の耐震化 ※管渠総延長…205.8km 要対策箇所数…88箇所	●管渠総延長 205.3 km ●対策箇所数 52 箇所	205.3 km	205.5 km	205.8 km (累計)	完了						流域下水道施設の耐震化を促進するために、平成35年度までの完了をめざし、被災時において、①全ての管渠で流下機能を確保出来るよう管路施設の耐震化を実施する、②全ての流域下水道終末処理場で流入する下水の全量を簡易処理（沈殿・消毒処理）できるよう処理場・中継ポンプ場の耐震化を実施する。	県土整備部
水道用水供給施設の耐震化	●浄水場・水管橋等 100% H21完了										県が管理している浄水場や水管橋などの基幹施設は、H21までに耐震補強工事を完了している。 震度7級の大規模地震に対する通水機能保持に向けた管路の耐震化、及び浄水場間の連絡管路整備により断水リスク軽減を図る。	企業庁
道路法面の落石対策実施済 箇所数 ※要対策：453箇所	●耐震適合管路(総延長約291km) 177.2 km (61%)	179.4 km (62%)	184.0 km (63%)	188.9 km (65%)	199.1 km (68%)	208.5 km (72%)	208.7 km (72%)	210.5 km (72%)	212.4 km (73%)	214.3 km (74%)	緊急輸送路や交通量の多い(1万台/日以上)箇所で、地震対策のため道路法面の落石・崩壊対策などを実施する。	県土整備部
石油コンビナート施設の屋外貯蔵タンクの耐震改修率	●500～1000kl 70% ●1000kl～ 100%	90%	100%	完了		毎年フォローアップ調査を実施					石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策や事業者に対する耐震化等の対策指導を推進する。	企画県民部 (防災)

## 2 土砂災害・ため池災害の防止

土砂災害防止施設やため池整備を促進して、地震動に伴う土砂災害やため池決壊による被害発生を防ぐ。

### アクション No.5 土砂災害の防止

### アクション No.6 ため池災害の防止

#### // アクション No.5 土砂災害の防止

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
治山ダムの整備箇所数 ※緊急性の高い渓流数： 1,342箇所 [全体の整備箇所2,985箇所] [※安全元気]											次期整備計画で更なる整備を検討	
	895 基 [2,523 箇所]	1,007 基 [2,488 箇所]	1,119 基 [2,453 箇所]	1,231 基 [2,418 箇所]	1,342 基 (累計) [2,383 箇所]						山地灾害に備え、土砂や流木による災害発生の危険の高い渓流を対象に治山ダムの整備を推進する。	農政環境部
災害に強い森づくりの整備実施面積	25,436 ha	27,587 ha	27,645 ha	27,665 ha	27,690 ha (累計)						森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備等を進める。	農政環境部
砂防えん堤等の整備着手数 ※災害時の人家への影響が高い緊急性の高い箇所： 560箇所 [未対策箇所7,992箇所 (H20年度末時点)] [※安全元気]											次期整備計画で更なる整備を検討	
	314 箇所 [7,688]	380 箇所 [7,622]	440 箇所 [7,562]	500 箇所 [7,502]	560 箇所 (累計) [7,442]						土砂災害発生時の影響が大きい谷出口や崖直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を対象に砂防えん堤等の整備を推進する。	県土整備部

## //アクション No.6 ため池災害の防止

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
ため池整備着手箇所数（部分改修を除く） ※特に緊急性の高い箇所：330箇所 [要整備箇所：1,300箇所（H24～H27の点検・調査で精査中）] [※安全元気]		66 箇所	132 箇所	198 箇所	264 箇所	330 箇所 (累計)	→ 次期整備計画で更なる整備を検討				決壊による災害を未然に防止するため、平成24年度から点検・調査を実施。その結果を踏まえ、平成27年度からため池整備5箇年計画に基づき、緊急性の高いため池330箇所の整備を推進する。なお、H26年度末までに1,591箇所の改修を推進。	農政環境部

### 3 津波防御対策

津波防災インフラ整備計画に基づき、防潮堤や水門等のハード整備を実施して、人家がある堤内地の津波による浸水被害を大幅に軽減する。

#### アクション No.7 防潮堤等の整備

#### アクション No.8 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖

#### アクション No.9 防潮堤等の沈下対策等既存施設強化対策

#### アクション No.10 防潮水門の耐震補強

23

#### アクション No.7 防潮堤等の整備

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
防潮堤等未整備箇所の整備 延長 防潮堤1.6km 河川堤防0.7km						完了					防潮堤の未整備箇所において、新たに整備を行う。	県土整備部 農政環境部
福良港における湾口防波堤の整備 [※安全元気]										完了	南あわじ市福良地区では、想定津波高がレベル1(5.3m)・レベル2(8.1m)とも著しく高いことから、津波高を低減させる湾口防波堤を整備する。	県土整備部

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
防潮水門の整備 [※安全元気]							完了				津波が越流する河川において、水門を改築時等に下流へ移設することで、津波越流区間の縮小を図る。	県土整備部

## //アクション No.8 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策済箇所数	(港湾) 34基	52基	70基	77基	84基 (累計)	完了					津波発生時に陸閘等閉鎖施設を迅速・確実に閉鎖するため、自動化（津波警報発令で自動閉鎖）、遠隔操作化（事務所等にて一括閉鎖）、電動化（現地の操作盤で閉鎖）を進める。	県土整備部 農政環境部
防潮扉等閉鎖訓練等の実施											防潮扉等の閉鎖により、津波の浸水区域を大幅に減らすことができるから、市町、県民局、土木事務所等において防潮扉等の閉鎖訓練を定期的(年1回以上)に実施する。	県土整備部

## //アクション No.9 防潮堤等の沈下対策等既存施設強化対策

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
防潮堤等の越流・引波対策 (基礎部洗掘対策)の推進 防潮堤12.6km [※安全元気]	港湾 2.4 km	3.5 km	4.6 km	5.7 km	6.2 km	6.7 km	7.2 km	7.6 km	8.0 km	8.2 km (累計) 1.0 km (累計)	レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、今後10年でできるだけ壊れにくい構造への強化を図る。	県土整備部 農政環境部
防潮堤等の沈下対策実施延長 防潮堤 4.9km 河川堤防 0.4km	港湾 0.1 km	0.2 km	0.6 km	1.1 km	1.6 km	2.2 km	2.8 km	3.4 km	4.0 km	4.6 km (累計) 0.4 km (累計)	地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、沈下対策を実施する。	県土整備部

25

## //アクション No.10 防潮水門の耐震補強

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
防潮水門の耐震化 水門数 18基	0基	5基	8基	12基	18基 (累計)	完了					津波発生時に水門の機能が維持できるよう、耐震診断の結果に基づき、水門の耐震補強等の対策を行う。	県土整備部

## ② 県民と行政の災害対応力を高める …津波からの避難徹底・消防救急体制の強化など、県民と行政の災害対応力を高めて、被害の発生・拡大を抑止する

### 1 避難対策の徹底

ハード対策の及ばない部分を補完し、津波からの避難の徹底で死傷者の発生を防ぐ。

#### アクション No.11 避難体制の確保・訓練の実施

#### アクション No.12 情報の迅速な伝達と共有

#### アクション No.13 災害時要援護者の避難支援体制の構築

#### //アクション No.11 避難体制の確保・訓練の実施

92

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
市町津波対策マニュアル等の策定市町数 (瀬戸内15市町)	6 市町	8 市町	10 市町	12 市町	15 市町						新たな被害想定に基づく「市町津波災害対応マニュアル作成の手引き」の改定し、地域特性に応じた観光客も含めた住民の避難が円滑に行われるよう、市町の取組を支援する。	企画県民部 (防災)
指定緊急避難場所の指定市町数	5 市町	20 市町	41 市町								市町における、災害対策基本法改正に沿った緊急避難場所の指定を促進する。	企画県民部 (防災)
防災教育を実施する小学校区の割合 [※安全元気]											避難経路の確認など地域と学校が連携して実施する防災訓練や防災教育等を全小学校区で実施する。	教育委員会

地域が一体となった防災訓練の継続実施  
(小学校区の割合100%)

## //アクション No.12 情報の迅速な伝達と共有

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
ひょうご防災ネットの登録件数	983千件	1,103千件	1,223千件	1,343千件	1,463千件	1,503千件	1,543千件	1,583千件	1,623千件	1,663千件 (累計)	携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用して、県民に直接災害情報、避難情報等の緊急情報を発信するシステム「ひょうご防災ネット」(ひょうご防災ネット、ひょうごEネット)の普及を図る。	企画県民部(防災)
市町防災行政無線（同報系）等住民伝達手段の整備市町数	36市町	38市町	39市町	40市町	41市町	完了					災害時に避難情報（避難勧告・指示、避難所開設など）等を住民に伝達する有効な手段である市町防災行政無線（同報系）等住民伝達手段の整備を促進する。	企画県民部(防災)
Jアラートの自動起動機の整備市町数	36市町	39市町	41市町	●受信機全市町整備済	●自動起動機	完了					市町における全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機及び自動起動機の整備の促進を図るとともに、訓練での失敗率0%を目指し、操作の習熟を図る。	企画県民部(防災)
津波遡上のおそれのある河川・港湾施設における避難誘導スピーカーの整備数	河川 0箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所 (累計)	完了					津波遡上の恐れのある河川や港湾の親水施設等において、利用者が速やかに避難できるよう、津波注意報・警報発表をスピーカーで知らせる設備を、津波防災インフラ整備計画に基づき整備する。	国土整備部

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局		
CGハザードマップの充実											県独自の津波浸水想定図の掲載 スマートフォン専用サイトの開設	災害危険情報の更なる充実	県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できるよう、津波、土砂災害、ため池災害等の危険箇所や避難に必要な情報を集約し、ホームページで公表する。	県土整備部

### //アクション No.13 災害時要援護者の避難支援体制の構築

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
避難行動要支援者の個別支援計画の作成市町数 [※安全元気]	6 市町	31 市町	36 市町	41 市町							市町が、一人ひとりの避難行動要支援者について、災害時の情報伝達から避難所への誘導まで一連の活動を想定し、避難支援者名等を定めた個別支援計画の策定支援を、災害時要援護者サポートミーティング等を通じて行う。	企画県民部(防災)	
災害時要援護者の避難訓練の実施市町数	28 市町	31 市町	34 市町	37 市町	41 市町	全市町で定期的・継続的な実施						合同防災訓練において災害時要援護者の避難支援を盛り込んだ実戦的な防災訓練を行うとともに、市町や地域における災害時要援護者を想定した訓練の実施を促進する。	企画県民部(防災)

## 2 消防・救助救急体制の強化

消防・救助救急体制の強化を図り、被害の発生・拡大を抑止する。

### アクション No.14 救助救急体制の充実

### アクション No.15 消防力の強化

#### //アクション No.14 救助救急体制の充実

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
3次救急医療ブロックにおけるドクターへリの運用											大規模災害時におけるドクターへリを活用した広域医療体制の構築を図る。	健康福祉部
救急救命士の養成数	1,149 名	1,170 名	1,190 名	1,210 名	1,230 名 (累計)	7ブロックの継続的運用					兵庫県消防学校救急救命士養成課程において救急救命士の養成を行う。	企画県民部 (防災)
DMATの養成数	32隊	34隊	36隊	38隊	40隊	40隊	40隊	40隊	40隊		兵庫県災害医療センターを中心とした災害拠点病院に対し、災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team : DMAT) 養成研修の受講を促進する。	健康福祉部
広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の整備	4箇所 三木 神戸 但馬 伊丹										被災地域外へ搬送する患者に対し搬送前の臨時の医療を行う「広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU)」の整備を推進する。	健康福祉部
2次救急医療機関における兵庫県広域災害・救急医療情報システムの端末設置率	98.3% (H25)				100%	完了					災害時において救護所や拠点病院の情報を提供する情報ネットワークの運営を行うとともに、医療機関の利用促進を図る。	健康福祉部

## //アクション No.15 消防力の強化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
緊急消防援助隊（兵庫県大隊）の登録隊数						→	国次期計画を踏まえ検討				大規模災害等において都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に行えるよう、全国の消防機関相互による援助体制として構築されている緊急消防援助隊について、本県隊（兵庫県大隊）としての登録、活動を行う。	企画県民部（防災）
消防救急デジタル無線の整備消防本部数	11 消防本部	19 消防本部	24 消防本部	完了							無線の輻輳・混信の抑制等、災害に強い消防通信基盤を確保するため、県下全24消防本部において消防救急無線のデジタル化を推進する。	企画県民部（防災）
消防吏員の「初任科」延べ入校者数	160人	260人	360人	460人	560人	660人	760人	860人	960人	1,060人 (累計)	兵庫県消防学校において消防吏員の養成を行う。	企画県民部（防災）
消防団員数										→	消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団活動の充実を図るとともに、市町等が行う消防団員確保対策の支援として啓発や顕彰、助言等を行う。	企画県民部（防災）
兵庫県消防学校「指揮幹部科」（消防団員対象）延べ入校者数	130人	280人	420人	560人	700人	840人	980人	1,120人	1,260人	1,400人 (累計)	兵庫県消防学校で、消防団員を対象とした「指揮幹部科」を行い、消防団の強化を図る。	企画県民部（防災）

### 3 地域・家庭の防災力向上

地域・家庭の防災力を向上し、自助・共助による災害対応力を高め、被害の発生・拡大を抑止する。

アクション No.16 地域の防災組織の活性化

アクション No.17 地域の防災人材の育成

アクション No.18 家庭における減災・防災対策

#### // アクション No.16 地域の防災組織の活性化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
自主防災組織の訓練等防災活動の件数 [※安全元気]	11,400 件										→ 市町と連携し、自主防災組織が実施する避難訓練等に要する経費を補助する。	企画県民部 (防災)
自主防災組織の組織化	1位										→ 「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、自主防災組織の活動や組織化に向けた動きを支援する。	企画県民部 (防災)
ひょうご安全の日推進事業の助成件数											→ 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、N P O、地域団体等が実施する、阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える取組み等に助成をする。	企画県民部 (防災)

## //アクション No.17 地域の防災人材の育成

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
ひょうご防災リーダーの修了者数 [※安全元気]	1,815 人	1,935 人	2,055 人	2,175 人	2,295 人	2,395 人	2,485 人	2,565 人	2,645 人	2,720 (累計)	地域や企業等における防災の担い手として活躍する人材を育成することを目的として、県広域防災センターにおいて、防災に関する知識・技術を体系的・実戦的に習得するためのひょうご防災リーダー講座を開催する。	企画県民部(防災)
人と防災未来センターにおける「災害対策専門研修」参加数	7,080 人	7,500 人	8,000 人	8,500 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人	10,500 人	11,000 人	11,500 (累計)	人と防災未来センターにおいて、職員等を対象とした「災害対策専門研修」等を実施する。	企画県民部(防災)
防災教育推進指導員の養成人数											県内全域の学校等における防災教育の充実を図るため、専門的知識を身につけた防災教育指導員を計画的、継続的に養成する講座を実施する。	教育委員会

防災教育推進指導員の養成  
(年35人程度養成)

## //アクション No.18 家庭における減災・防災対策

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
ひょうご防災特別推進員による出前講座の派遣回数											防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言、ワークショップなどを行う「ひょうご防災特別推進員」を自治会や自主防災組織、学校等に派遣し、家具等の転倒防止や住宅の耐震化、備蓄、避難などに関する防災講義を行う。	企画県民部(防災)

ひょうご防災特別推進員による出前講座の継続実施  
(年130回程度派遣)

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
新しい「ひょうご防災アクション」の策定・推進						推進					「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して県民に呼びかけ、「耐震化」「室内安全」「避難」「備蓄」を重点テーマとし、「減災活動の日」における実践活動など、県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する防災力強化県民運動を推進する。	企画県民部(防災)
家具の固定率	37.2 %	38.6 %	40.0 %	41.5 %	43.0 %	44.5 %	46.0 %	47.5 %	49.0 %	50.5 %	「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して県民に呼びかけ、「耐震化」「室内安全」「避難」「備蓄」を重点テーマとし、「減災活動の日」における実践活動など、県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する防災力強化県民運動を推進する。	企画県民部(防災)
自宅備蓄の実施率	60.5 %	63.0 %	64.5 %	66.0 %	67.5 %	69.0 %	70.5 %	72.0 %	73.5 %	75.0 %	「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して県民に呼びかけ、「耐震化」「室内安全」「避難」「備蓄」を重点テーマとし、「減災活動の日」における実践活動など、県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する防災力強化県民運動を推進する。	企画県民部(防災)

## 4 防災・減災教育及び研究の推進

防災・減災教育及び研究を推進して防災力全体を底上げし、被害の発生・拡大を抑止する。

### アクション No.19 防災・減災教育及び研究の推進

#### // アクション No.19 防災・減災教育及び研究の推進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
人と防災未来センターの利用者数											人と防災未来センターにおいて南海トラフ地震に関する常設展示やセミナーの開催等により情報発信を行う。	企画県民部(防災)
県立大学における専門教育の実施											震災の教訓を国内外へ発信するため、大学の有する特色ある教育資源や防災関連機関が集積する兵庫の特色を生かした防災教育を、県立大学の学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できるユニット形式により推進し、防災分野の専門教育を実施する。また、社会・人文分野を中心とした分野融合型の教育研究を行う防災系大学院(平成29年4月開設予定)を開設し、減災社会や災害からの復興に貢献する人材を育成する。	企画県民部
E-ディフェンスを活用した減災対策研究の推進											防災科学技術研究所の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用し、長周期・長時間の加震実験を行うなど、減災のための研究や技術開発を推進する。	企画県民部(防災)
阪神・淡路大震災からの復旧復興過程の継続発信と教訓の継承											次なる災害に備えるため、「ひょうご安全の日のつどい」の実施や「伝える」の改訂等により、阪神・淡路大震災の復旧・復興からの教訓の継承を図る。	企画県民部(防災)

## 5 防災体制の強化

行政の防災体制を強化すると共に、関係機関の連携を平常時から強化し、公助による災害対応力を高め被害の発生・拡大を抑止する。

### アクション No.20 災害時即応体制の強化

#### アクション No.21 防災関係機関との連携強化・訓練

#### アクション No.22 県域を越えた連携強化・訓練

### //アクション No.20 災害時即応体制の強化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
応急対応行動シナリオの策定・改善											→ 南海トラフ地震の応急対応に特化し、最大クラスの被害想定に対応した県の応急対応行動シナリオを策定する。	企画県民部(防災)
フェニックス防災システムの運営、衛星通信網を活用した訓練の実施		策定			訓練等による検証						→ フェニックス防災システムを運用し、注警報等気象観測情報の発信、被害情報の収集・共有、被害予測システム等により、災害対策本部の初動対応を支援するとともに、避難情報、避難所情報等を提供することにより、災害対応の迅速化を図る。また、県庁と市町、消防本部などを結ぶ「衛星通信網」と県庁と県民局、土木事務所などを結ぶ「多重無線網（地上系）」を組み合わせた兵庫県防災行政無線網を構築し、災害時の非常通信手段を確保する。	企画県民部(防災)
24時間監視・即応体制の確保				新システム運用開始	フェニックス防災システムの運営 (年40回程度研修・訓練の実施)						→ 災害等の緊急事態の発生に備え、24時間監視・即応体制を維持するため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制、職員の参集システムを継続するとともに、訓練・研修の実施による対応の強化、充実を図る。	企画県民部(防災)
				24時間監視・即応体制の維持								

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
災害時職員緊急参集システムの構築・運用											大規模災害発生時における迅速・的確な災害警備体制を確立するため、携帯電話のメールによる警察職員等の安否や参集状況などの確認をインターネットを介して実施する災害時職員緊急参集システムを構築する	警察本部

## //アクション No.21 防災関係機関との連携強化・訓練

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
県・市町防災力強化連携事業における訪問市町数（神戸市除く）	10 市町 ／年	15 市町 ／年	15 市町 ／年								点検結果やヒアリングの成果を踏まえた見直し	市町防災力チェックリストの作成や、それに基づく市町の自己点検の実施、点検結果に基づく県と市町との意見交換などを通じ、市町の防災体制の強化を図るとともに、防災対策における県と市町との連携を一層深める。	企画県民部（防災）
地震津波対応訓練の実施											地震津波対応訓練の継続実施（年15回程度）	実戦的な地震・津波対応訓練を実施し、初動対応力や地域防災力の強化を図る。	企画県民部（防災）
防災関係機関との連携強化のための防災会議・合同防災訓練の実施											防災関係機関との連携強化・継続的な訓練の実施（年2回程度の会議・訓練）	防災関連機関や企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催すると共に、合同防災訓練を実施し、連携や防災体制の充実強化を図る。	企画県民部（防災）

## //アクション No.22 県域を越えた連携強化・訓練

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
近畿府県合同防災訓練の実施											「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」・「関西防災・減災プラン」に基づく近畿府県合同防災訓練を毎年1回実施し、防災関係機関の連携や広域防災体制の充実強化を図る。	企画県民部 (防災)
関西広域応援訓練ワークショップの実施											関西広域連合の構成団体、連携県及び防災関係機関等が参加する広域応援訓練（ワークショップ形式の訓練も含む）を実施する。	企画県民部 (防災)
南海トラフ巨大地震に備えた「関西防災・減災プラン」に基づく関西広域での対応の推進											「関西防災・減災プラン」に基づく関西広域での調整が必要な対応手順について、関係者が担うべき役割を明確にし、具体的にシナリオ化したマニュアルを作成する。また、構成団体間のテレビ会議システムの導入や「広域防災ポータルサイト」のシステム改良など、関西防災関係機関との災害時の効率的な情報共有の仕組みづくりを進めると共に、民間物流倉庫の活用と広域防災拠点の一体的運用により大規模災害時に緊急物資を円滑に供給する体制を構築する。	企画県民部 (防災)
民間企業や関西圏域を越えた遠隔自治体等との連携強化											大規模広域災害時の緊急輸送のため、関西府県とバス協会との協定締結を含めた連携強化を検討するなど民間企業等との協力関係を構築する。また、遠隔自治体等との相互応援体制を構築・運用する。	企画県民部 (防災)

### ③被災生活支援と復旧復興への体制を整える …被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る。

#### 1 被災生活支援体制の構築

被災者の支援体制を構築し、被災生活上の支障を軽減させる。

アクション No.23 避難所における良好な生活環境の確保

アクション No.24 受援体制の整備

アクション No.25 ボランティア活動の支援

アクション No.26 こころのケア体制の強化

アクション No.27 二次災害防止に向けた備えの充実

アクション No.28 帰宅困難者対策の推進

88

#### //アクション No.23 避難所における良好な生活環境の確保

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
指定避難所の指定市町数	18 市町	41 市町									市町における、災害対策基本法改正に沿った避難所の指定を促進する。	企画県民部(防災)
避難所運営マニュアルの策定市町数	38 市町	39 市町	40 市町	41 市町							市町における避難所対策の充実や運営マニュアル策定の支援のために、市町に対し、平成25年度に改定した新たな「避難所管理運営指針」に基づく助言・指導を行う。	企画県民部(防災)
避難所における災害用トイレ設置運営訓練の実施市町数	12 市町	21 市町	29 市町	37 市町	41 市町 (累計)						避難所におけるトイレ対策を推進するために、平成26年度に策定した「避難所等におけるトイレ対策の手引き」等を活用し、市町の避難所運営マニュアル等への反映の働きかけや地域の防災訓練等におけるトイレの設置運営訓練の実践など、対策の推進を図る。	企画県民部(防災)

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
避難所における井戸整備の小学校数 [※安全元気]					完了						避難所における断水時の生活用水の確保方策として、市町が行う避難所における井戸整備について補助を行う。	企画県民部(防災)
公的備蓄物資の確保											食糧、飲料水、毛布、仮設トイレ等について、備蓄物資の確保を行う。公的備蓄をはじめ、流通在庫備蓄の拡充については、関西広域連合「緊急物資供給システム協議会」の検討報告内容を踏まえつつ、構成団体等とも連携しながら、平成27年度以降に検討する。	企画県民部(防災)
福祉避難所の指定市町数 [※安全元気]	40 市町	41 市町									福祉避難所の整備促進のために、市町に対し、平成25年度に改定した新たな「避難所管理運営指針」に基づく助言・指導を行う。	企画県民部(防災)

68

## // アクション No.24 受援体制の整備

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
受援計画やマニュアルを策定している市町数	1 市町	11 市町	21 市町	31 市町	41 市町						大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、災害時応援受け入れガイドラインを策定し、市町における受援計画の策定を促進するなど、市町の受援体制の整備を図る。	企画県民部(防災)
ひょうご災害緊急支援隊の確保											ボランティア、民間団体や市町などによる専門分野別支援活動が、被災地のニーズに応じて迅速かつ的確に行われるよう、県・市町職員などを予め「ひょうご災害緊急支援隊」の隊員として登録する。	企画県民部(防災)

## //アクション No.25 ボランティア活動の支援

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
災害救援マニュアルの策定 市町社会福祉協議会数	34 市町	36 市町	38 市町	40 市町	41 市町						市町社会福祉協議会が実施する災害ボランティア活動支援等における災害救援マニュアルの作成支援を行う。	企画県民部
災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施											災害ボランティアとニーズのマッチング等を行う災害ボランティアコーディネーターを育成するため、ひょうごボランタリープラザにおける研修を実施する。  災害ボランティアコーディネーターの継続的養成 (年1回程度研修)	企画県民部

## //アクション No.26 こころのケア体制の強化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
D P A T (こころのケアチーム) の登録チーム数	46 チーム										災害時における精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チーム (D P A T (こころのケアチーム)) を設置し、平常時より災害時に対応できる体制を整備する。	健康福祉部
音楽療法士の養成	332人										音楽のもつ心理的な働きが心身の障害を軽減回復させ、機能の維持回復、問題行動の改善などの効果をもたらすが、これを治療に活用すべく音楽療法士を養成する。  音楽療法士の養成 (年20人程度養成)	健康福祉部

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
園芸療法士の養成	165人			園芸療法士の養成 (年15人程度養成)							淡路景観園芸学校において、主として医療、福祉、園芸などの実務経験のある方を対象として園芸療法に必要な知識や技術を教授し、園芸療法の実践者としての能力を養う。	県土整備部 (まち)

## //アクション No.27 二次災害防止に向けた備えの充実

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
被災建築物応急危険度判定士の養成数	2,135人	2,200人	2,300人	2,400人	2,500人 (累計)	新規登録者の確保と判定士の能力向上に向けた取組の継続					被災建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性を判定し、被災後の人命に関わる2次的災害を防止する応急危険度判定について、「判定実施体制の整備」、「連絡体制の整備」、「判定士の研修」、「訓練等の企画、実施」等の事業を行う。	県土整備部 (まち)
被災宅地危険度判定士の養成数	778人 (累計)					新規登録者の確保と判定士の能力向上に向けた取組の継続					大規模災害のため、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図る被災宅地危険度判定士制度において、「判定実施体制の整備」、「連絡体制の整備」、「判定士の研修」、「訓練等の企画、実施」等の事業を行う。	県土整備部 (まち)

## //アクション No.28 帰宅困難者対策の推進

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
帰宅支援ステーションの登録事業所数											→ 関西広域連合による帰宅支援ステーション事業について、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供をしてもらえる店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として登録、ステッカー等により周知を行う。	企画県民部 (防災)
関西広域連合による帰宅支援ガイドラインの策定・改善				策定			訓練等による検証				→ 関西圏域における帰宅支援ガイドラインを策定し、府県をまたがる帰宅支援について、帰宅路の選定、民間企業との協力や代替輸送手段の確保等にかかる広域的な支援体制や具体的な手順を整備する。	企画県民部 (防災)

## 2 交通・物流機能継続体制の強化

交通・物流の機能継続体制を強化し、すみやかな復旧・復興に寄与する。

### アクション No.29 道路交通機能の強化

### アクション No.30 港湾等機能の強化

#### // アクション No.29 道路交通機能の強化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
緊急輸送道路の未改良延長の解消 ※要対策延長10km	1km	3km	3km	4km	7km	7km	7km	8km	8km	10km (累計)	救助活動や救援物資の輸送を支える緊急輸送道路ネットワークの整備・強化とこれを補完する道路の脆弱区間の解消を推進する。	県土整備部
基幹道路延長に対する供用延長の割合 [※安全元気]	77%	77%	81%	82%	83%	次期計画で検討				広域交通・物流を支える基幹道路の整備を促進し、ミッシングリンクの解消を図る。	県土整備部	
無電柱化整備延長	86km	88km	91km	92km	93km (累計)	次期計画で検討				都市の防災機能の強化などを目的に市街地の幹線道路等で無電柱化を推進する。	県土整備部	
緊急交通路の迅速な運用	運用訓練の継続実施					事前の周知					発災時に緊急交通路が迅速に運用できるよう、運用訓練を継続的に実施すると共に、緊急交通路予定路線の事前周知を進める。	警察本部
	新たな交通規制に関する要領作成											

## //アクション No.30 港湾等機能の強化

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
港湾BCPの策定											ソフト面の防災対策として、大規模災害発生時の対応について関係者間で港湾機能の回復を図るための協働体制を構築することで、港湾活動の停滞の短縮、活動再開に向けた早期復旧を図る。	県土整備部
ひょうごインフラメンテナンス10箇年計画に基づく修繕・更新完了施設数 ※要対策 ・橋梁 …1,459（122）橋 ・トンネル（覆工） …66（33）箇所 ・港湾（係留施設） …109（6）箇所 ※括弧内は「早期対策」を要する数（内数） [※安全元気]	●橋梁 47 橋	86 橋	146 橋	156 橋	181 橋	221 橋	244 橋	271 橋	287 橋	324 橋 (累計)	橋梁、防潮堤等の土木構造物や、排水機場、水門等の機械・電気設備等について、ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画に基づく計画的な定期点検・補修等を行うとともに、要対策施設については優先度に応じた対策を実施する。	県土整備部
	●トンネル 5 箇所	30 箇所	36 箇所	39 箇所	42 箇所	42 箇所	42 箇所	42 箇所	49 箇所	66 箇所 (累計)		
	●港湾 1 箇所	3 箇所	4 箇所	8 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	17 箇所	19 箇所	21 箇所 (累計)		

### 3 生活・住まいの再建対策

生活・住まいの再建対策を推進し、早期に安定した生活への移行を実現する。

#### アクション No.31 生活・住まいの再建に向けた備えの充実

#### アクション No.32 共助の仕組の普及

#### // アクション No.31 生活・住まいの再建に向けた備えの充実

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局	
家屋被害認定士の養成数	1,186 人	1,286 人	1,386 人	1,496 人	1,596 人	1,696 人	1,796 人	1,896 人	1,996 人	2,096 (累計)	住家の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を運用し、養成研修を実施する。	企画県民部 (防災)	
応急仮設住宅確保のための体制確立	民間 の 包 括 協 定 と	関 連 団 体 等 と の 調 整	体 制 構 築	必要に応じ見直し								民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の確保のため、関西府県と不動産関連業界団体との協定締結を含めた連携強化を検討する。	企画県民部 (防災) 県土整備部 (まち)
水道復旧体制の確保	水道災害対策連絡会議の開催及び連絡体制の確保											兵庫県水道灾害相互応援に関する協定に基づき水道災害対策連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで、復旧活動の迅速な体制を確保する。	企業庁

## //アクション No.32 共助の仕組の普及

成果指標	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	事業内容	担当部局
兵庫県住宅再建共済制度の加入率 [※安全元気]	9.2% (H26)	→ 加入率15%達成に向け継続的な普及活動の実施			15%	→ 更なる加入率の向上			→ 住宅所有者が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度への加入の促進を図る。			企画県民部 (防災)

## ■ 第4章

### 想定される効果

本アクションプログラムの実施により見込まれる減災効果は、以下の通りである（浸水対策は神戸市実施分を含む）。

## 1 浸水想定区域の縮減効果

浸水面積(ha)	津波対策前 <sup>4)</sup>	津波対策後
	全体	全体
兵庫県全域 (内訳は以下のとおり)	6, 141	2, 142

### 兵庫県「津波防災インフラ整備計画」対策の効果<sup>5)</sup>

- ・堤内地（防潮堤より内陸側）の浸水面積を約8割縮減
- ・浸水が残る区域についても、人家部の浸水深を避難行動がとれる30cm未満に低減（淡路島南部地域を除く）

浸水面積(ha)	津波対策前		津波対策後	
	全体	堤内地	全体	堤内地
阪神・播磨・淡路地域	4, 555	4, 019	1, 175	639

### 〈参考〉神戸市対策の効果<sup>6)</sup>

浸水面積(ha)	津波対策前		津波対策後	
	全体	全体	全体	全体
神戸市		1, 586		967

4) 兵庫県(平成26年2月19日)「南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション」による。

5) 兵庫県(平成27年6月1日)「津波防災インフラ整備計画」による。

6) 神戸市(平成27年2月16日)「平成27年度当初予算における主要施策」による。

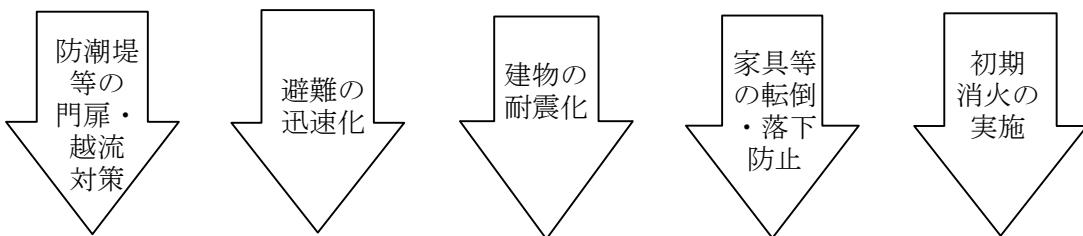
## 2 建物及び人的被害の減災効果<sup>7)</sup>

※本効果算定の前提となる津波浸水想定区域（対策後）は、「津波防災インフラ整備計画」策定前の試算結果（兵庫県全域浸水面積 4,155ha）。

（人的被害が最も多い夏の昼間 12 時発災の場合）

現状

全壊棟数：約 3.7 万棟（うち揺れが原因：約 3.2 万棟）  
死者数：約 2.91 万人（うち津波が原因：約 2.8 万人）



対策後

全壊棟数：約 1.2 万棟  
死者数：約 400 人

「全壊」とは自治体が実施する家屋被害認定制度における罹災証明の区分であり、「全壊」には、住家全部あるいは一部の階が倒壊するものに加え、住家の主要構造物の被害額が住家の時価 50% 以上のものを含んでおり、「全壊」は、「建物が倒れる」ものだけでなく、「建物が傾く」などの被害も含んでいる。 )

7) 兵庫県(平成 26 年 6 月 3 日)「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」による。